

特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医制度施行細則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本歯周病学会認定歯周病専門医制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(小委員会)

第2条 規則第9条に規定する小委員会について目的、業務および委員定数は特定非営利活動法人日本歯周病学会専門医委員会(以下「委員会」という)で決定する。

(研修)

第3条 規則第14条(2)に定める専門医申請時の教育研修単位は30単位以上とする。附表1に単位数を提示する。

2 6か月以上1年未満または、毎週1、2日の教育研修は、所定の単位の2分の1として算定する。

第4条 日本歯周病学会指定専門医研修施設(以下「研修施設」という)の代表者は規則第15条の各項各号に変更が生じたときは速やかに再申請し、委員会の審査を受けなければならない。

第5条 規則第16条(4)に定める研修の内容は附表2の各号について行い、申請時および更新時に委員会に報告しなければならない。

第6条 規則第20条2項に定める生涯研修の内容および単位とは、附表3に定める生涯研修単位の合計単位による。更新に必要な生涯研修単位は専門医登録後5年間で研修会出席は50単位以上および業績発表は10単位以上とする。

2 ただし、本学会認定医・専門医教育講演を専門医に登録後の更新毎に5年間で2回以上受講すること。

(更新)

第7条 専門医の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 専門医生涯研修記録簿
- 3) 専門医認定証の写し

2 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

3 更新の申請手続きは、別(日本歯周病学会会誌の会告、学会ホームページ)に定める期間内に行う。

第8条 規則第21条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点で遡及し申請することができる。

(諸費用)

第9条 この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

認定申請料	1万円(消費税別)
登録料	3万円(消費税別)
更新料	2万円(消費税別)

(細則の改定)

第10条 この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. この細則は平成15年10月17日に改定し平成15年10月17日から施行する。
2. この細則は平成20年10月18日に一部改正し施行する。ただし本細則第9条に定める諸手数料については平成21年4月1日を以って施行する。
3. この細則は平成22年9月18日に改正し同日から施行する。ただし第6条については平成24年7月1日から施行する。
4. この細則は平成23年5月26日に一部改正し施行する。
5. この細則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
6. この細則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。

附表1 教育研修単位(専門医新規申請時)

	単位
1 学会が認める研修施設における一年間の研修	10
2 その他 (各1回の参加につき)	
1) 本学会学術大会参加	10
2) 本学会認定医・専門医教育講演参加	10
3) 本学会臨床研修会参加	10
4) 上記における症例筆頭発表者に対する加算	10

附表2 研修施設の年間研修内容および時間等

- 1) 講義
- 2) 実習
- 3) 症例検討会
- 4) 症例見学
- 5) 治療症例参加
- 6) その他

の内容および実施時間について申請時および更新時に委員会に報告する。

附表3(更新時)生涯研修単位 (専門医更新時)

	単位
1 研修会出席(1回出席あたりの単位, 出席したことを証明する参加章等のコピーが必要)	
1) 本学会学術大会	10
2) 本学会臨床研修会	10
3) 本学会認定医・専門医教育講演(更新時毎に2回以上の出席が必要)	10
4) 本規則第10条第2項(1)に定める関連学会の学術大会および研修会	10
5) 本規則第10条第2項(1)に定める関連学会の支部教育研修会 (ただし、1年間7単位を上限とする)	7
6) 日本歯科保存学会	7
7) 日本歯科医学会総会	5
8) 米国歯周病学会(AAP)	10
9) 専門医委員会が認めた歯周病に関する学会および研修会 ただし、9)については、研修時間が1年間に5時間を越えるものにつき1年間7単位を上限とする。 申請は所定の申請用紙に記入し、専門医等の申請期間内に委員会に提出する。	7
2 業績発表(発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義を行ったという証明などのコピーが必要)	
1) 上記の学会または研修会での演者(1回あたり)	10
2) 上記学会の会誌またはその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者(1回あたり)	10
3) 1), 2)の共同発表者	5
4) 著書(歯周病学に関連のある著書1冊あたりの単位)	
①筆頭者	10
②共同著者	5
5) 大学、歯科医師会または研修会などでの歯周病に関する発表	5
6) 大学や歯科衛生士学校などの教育機関における歯周病に関する講義 (1回あたり, 講義を行った事を証明する書類, または主任教授の証明証が必要)	5
7) 大学や歯科衛生士学校などの教育機関における歯周病に関する基礎実習 (1年度1回に限る。実習指導を行った事を証明する書類, あるいは主任教授の証明証が必要)	5